

国民健康保険税条例の改正について

1 趣旨

国民健康保険税については、国民健康保険特別会計における決算状況、医療費の動向、法令の改正状況等を判断し、その見直しの必要性について検討してきたところです。

今回の見直しについては、地方税法施行令の改正により、課税限度額が現行の合計85万円から89万へと引き上げる改正が行われたことから、本市においても同様の改正を行うものとし、平成29年度課税分から適用するものです。

また、所得税法等が改正されたことに対応するため、条文の規定を追加する改正を含むものです。

2 課税限度額の引き上げ

(1) 内容

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	<u>52万円</u>	<u>54万円</u>	2万円
支援分	<u>17万円</u>	<u>19万円</u>	2万円
介護分	16万円	16万円	0万円
合計	<u>85万円</u>	<u>89万円</u>	4万円

※改正後の金額は、平成28年度法定額

(2) 財政効果額

1,098万円（調定額）

(3) 対象

338世帯

（例：給与収入1,026万円を超える世帯（医療分、一人世帯、資産なし））

※ なお、(2)、(3)については、H28本算定時のデータより

(4) 施行期日

平成29年4月1日

3 所得税法等の改正への対応

(1) 内容

外国居住者等の所得に関する改正

(2) 施行日

平成 29 年 1 月 1 日

4 今後の主なスケジュール

平成 28 年

10 月 パブリック・コメントの実施

11 日（火）～11 月 2 日（水）

説明会の開催

14 日（金）14 時 00 分～ 中央公民館

18 日（火）18 時 30 分～ ゆめあい地域福祉センター

30 日（日）10 時 00 分～ 坂下公民館

12 月 12 月議会（国保税条例改正）

平成 29 年

3 月 3 月議会（平成 29 年度当初予算）

4 月 国保税条例改正施行（課税限度額）

5 添付資料

(1) 資料 1 和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（12 月議会予定議案）

(2) 資料 2 国民健康保険の現状等